

議案第10号

瀬戸内市消防手数料条例の一部を改正することについて

瀬戸内市消防手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月20日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市消防手数料条例の一部を改正する条例

瀬戸内市消防手数料条例(平成16年瀬戸内市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表2の部(5—2)の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表9の部中「10の項及び15の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」を「以下この項、10の項及び15の項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瀬戸内市消防手数料条例(平成16年瀬戸内市条例第56号)新旧対照表

現行			改正後		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 略			1 略		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)から(5) 略 (5-2) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1)から(5) 略 (5-2) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u> イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u> ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル

	<p>未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000</u>円</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,950,000</u>円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,270,000</u>円</p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び</p>		<p>未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000</u>円</p> <p>エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,360,000</u>円</p> <p>オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,740,000</u>円</p> <p>カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び</p>
--	---	--	---

		<p>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,550,000</u> 円</p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000</u> 円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000</u> 円</p>			<p>浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,640,000</u> 円</p> <p>キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000</u> 円</p> <p>ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000</u> 円</p>
(6)から(18) 略			(6)から(18) 略		
3から8 略			3から8 略		
9 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可に関する事務	高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 略 イ 同号に該当する者であって移動式製造設備	9 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可に関する事務	高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 略 イ 同号に該当する者であって移動式製造設備

